



福岡医発第 1933 号 (地)
令和 4 年 10 月 11 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う
配慮措置に係る事務処理等（1 円単位での負担額徴収）について

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和 4 年 3 月 23 日付け「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところです。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、必要な配慮措置（外来受診において、施行後 3 年間、1 か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とし、令和 4 年 10 月 1 日より施行されるものであり、国民への丁寧な周知を図る観点から、厚生労働省において、院内掲示用ポスターや周知広報用のリーフレットの作成等を行い、さらに、窓口負担額の計算イメージ（外来の診療報酬点数（合計）ごとの早見表）など、医療機関等の職員の方に向けた説明資料が作成され、その旨、ご連絡申し上げております。

今回の窓口負担割合の見直しに関し、配慮措置の適用がある場合（1 か月の窓口負担の増加額が 3,000 円を超える場合）には、窓口負担額の計算は 1 円単位で行ったうえで、患者から徴収することとなりますが、1 円単位での徴収額が発生することにつきまして、厚生労働省から十分な説明がなかったことから、添付資料の厚生労働省事務連絡の「別添 1」の 8 ページに、具体的な計算イメージを示した資料が追加された旨、日本医師会より通知がありました。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます

<添付資料>

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項（説明資料の更新）について措置に係る事務処理等について

（令和 4 年 9 月 30 日 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）

日医発第 1313 号（保険）
令和 4 年 9 月 30 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置に係る
事務処理等（1 円単位での負担額徴収）について

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しにつきましては、令和 4 年 3 月 4 日付け（保 306）「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る周知広報リーフレットの送付について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、必要な配慮措置（外来受診において、施行後 3 年間、1 か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を 2 割とし、令和 4 年 10 月 1 日より施行されるものであります。

これまで、国民への丁寧な周知を図る観点から、厚生労働省において、院内掲示用ポスターや周知広報用のリーフレットの作成等を行い、さらに、窓口負担額の計算イメージ（外来の診療報酬点数（合計）ごとの早見表）など、医療機関等の職員の方に向けた説明資料が作成され、その旨、ご連絡申し上げてきたところであります。

今回の窓口負担割合の見直しに関しまして、配慮措置の適用がある場合（1 か月の窓口負担の増加額が 3,000 円を超える場合）には、窓口負担額の計算は 1 円単位で行ったうえで、患者から徴収することとなります。

1 円単位での徴収額が発生することにつきまして、厚生労働省から十分な説明がなかったことため、添付資料の厚生労働省事務連絡の「別添 1」の 8 ページに、具体的な計算イメージを示した資料を追加させましたので、ご参照いただきますようお願いいたします。

つきましては、貴会会員への周知方、ご高配賜りますようお願い申し上げます。
制度施行直前のご連絡となり、大変申し訳ありませんでした。

< 添付資料 >

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項（説明資料の更新）について

（令和 4 年 9 月 30 日 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課）

事 務 連 絡
令和4年9月30日

(別紙 関係団体) 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの
周知事項（説明資料の更新）について

後期高齢者医療制度につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療の窓口負担の見直しについては、本年10月1日の施行に向けて、「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項（説明資料の提供等、配慮措置の導入に伴うレセプトコンピュータ等の改修及び診療報酬明細書の取扱い等）について」（令和4年8月25日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）等において医療機関等の職員の方向けの説明資料の提供等を行っているところです。

配慮措置が高額療養費の仕組みで行われること、その際、1円単位で算出することについては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和4年政令第14号）附則第3条で規定されており、各種リーフレット等でお示ししているところですが、今般、当該説明資料について、別添1のとおり、配慮措置が適用される場合における窓口負担額の計算方法（1円単位での算出・徴収）等を改めてわかりやすくお示しする観点から、8ページ目を追加する等の更新を行いましたので、貴団体におかれては、内容について御了知いただくとともに、「後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置に係る事務処理等について」（令和4年9月15日付け厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）別添2のリーフレットとあわせて、会員各位に周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、別添1及び2については、厚生労働省ホームページにも掲載する予定です。

○厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoh/iryohouken/newpage_21060.html

(参考) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第１４号）抜粋

附 則

（高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定が適用される者の高額療養費算定基準額の特例）

第三条 この政令の施行の日から令和七年九月三十日までの間において全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定が適用される者が受ける新令第十四条第三項に規定する外来療養についての同項の高額療養費算定基準額は、新令第十五条第三項の規定にかかわらず、六千円と、新令第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る当該外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条第二項に規定する七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、その額が九千円を超えるときは、九千円））とする。

2 前項の規定が適用される場合における高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一項の規定の適用については、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額」とあるのは、「六千円と、第十四条第三項各号に掲げる額を合算した額に係る同項に規定する外来療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該外来療養に要した費用の額（その額が三万円に満たないときは、三万円）から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額（その額が一万八千円を超えるときは、一万八千円）」とする。

(別 紙)

○関係団体一覧

公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本歯科医師会
公益社団法人日本薬剤師会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本慢性期医療協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本私立歯科大学協会
一般社団法人日本病院薬剤師会
公益社団法人日本看護協会
一般社団法人全国訪問看護事業協会
公益社団法人日本訪問看護財団
独立行政法人国立病院機構
国立研究開発法人国立がん研究センター
国立研究開発法人国立循環器病研究センター
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人国立国際医療研究センター
国立研究開発法人国立成育医療研究センター
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
独立行政法人地域医療機能推進機構
独立行政法人労働者健康安全機構本部

一定以上の所得のある方の 医療費の窓口負担割合が変わります

- ・ 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ・ この資料は、医療機関・薬局等の窓口での事務に関連する内容についてご説明するものです。別途ご案内しているポスター・リーフレットとあわせて、ご参照ください。

I. 被保険者証の自己負担割合・有効期限にご注意ください

- 被保険者の方ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、後期高齢者医療広域連合において判定を行った上で、令和4年9月頃に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、令和4年10月1日以降の窓口負担割合の記載がある被保険者証を交付します。

詳細はp 3をご確認ください。

II. 窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
※同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。
そうでない場合では、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を後日高額療養費として払い戻し。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方には、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。

詳細はp 4をご確認ください。

後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し（全体）

- 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等※¹で一定以上の所得がある方※²は医療費の窓口負担割合が2割になります。

※1 65歳～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます。

※2 現役並み所得者の方は、10月1日以降も引き続き3割です。

【① 2割負担の所得基準】

- 課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が200万円以上※の方々が2割負担の対象

※ 単身世帯の場合。複数世帯の場合は、320万円以上。

※ 対象者は約370万人。被保険者全体（約1,815万人）に占める割合は、20%。

【② 配慮措置】 詳細は、4ページ以降をご覧ください。

- 長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1割負担の場合と比べたときの1か月当たりの負担増を、最大でも3,000円に抑えるような措置を導入。

- 2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、施行に際して各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送。

※ 同一の医療機関での受診については、現物給付化（上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い）。

※ 別の医療機関や薬局、同一の医療機関であっても医科・歯科別の場合は現物給付の対象とならないが、申請によりこれらを合算した1か月分の負担増加額は最大でも3,000円となり、超える分は4か月後を目処に、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日償還される。

2022年9月30日まで		2022年10月1日から	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等※	1割

被保険者全体の約20%

※住民税非課税世帯の方は1割負担となります。

I . 被保険者証の自己負担割合・有効期限にご注意ください

- 被保険者の方ご自身の窓口負担割合が2割となるかについては、後期高齢者医療広域連合において判定を行った上で、**令和4年9月頃**に後期高齢者医療広域連合または市区町村から、**令和4年10月1日以降の窓口負担割合の記載がある**被保険者証を交付します。
- 医療機関や薬局などでは、被保険者の方から提示を受けた被保険者証の**「自己負担割合」・「有効期限」**を必ず確認してください。

《令和4年度における被保険者証の取扱い》

① 令和4年7月頃に交付された被保険者証は、
令和4年9月30日まで使えます。

② 令和4年10月1日からの負担割合の記載のある被保険者証は、9月頃に交付します。
新しい被保険者証は 令和5年7月31日まで使えます。

※通常、被保険者証の有効期間は1年間ですが、一部の広域連合では、被保険者証の有効期間を2年間としている等により、広域連合によって、部分的に取扱いが異なることがあります。

※仮に有効期限切れの被保険者証を持参した被保険者であっても、オンライン資格確認による対応が可能な場合は、オンライン資格確認により、現時点の窓口負担割合を確認することができます。

Ⅱ. 窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

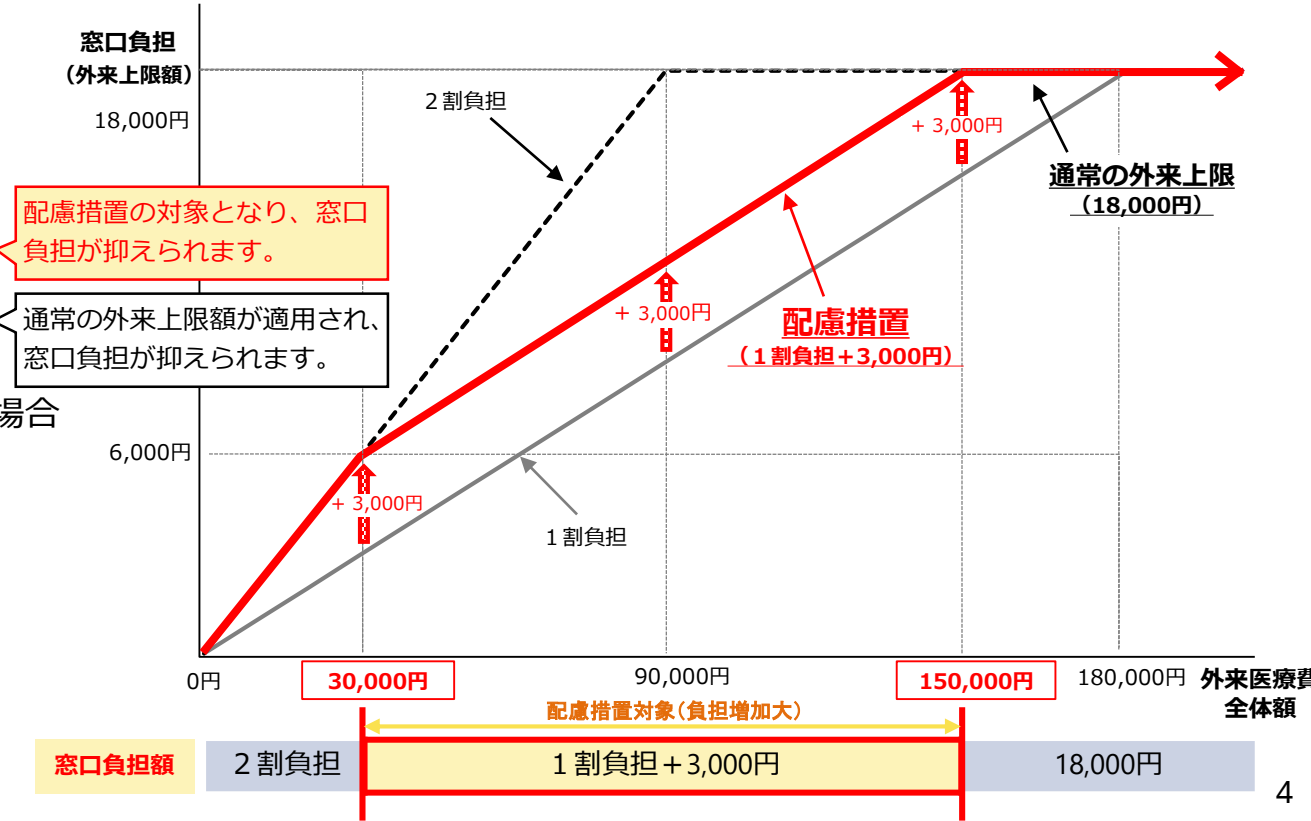
配慮措置の概要

- 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外です）。
- 具体的には、1割負担の場合と比べたときの1か月分の負担増が最大3,000円となるように、窓口負担上限額を「1割負担+3,000円」※1又は「18,000円」※2のいずれか低い額とします。

※1 6,000円+（医療費－30,000円）×0.1

※2 通常の高額療養費制度における2割負担対象者の外来医療での自己負担上限額（通常の外来上限）

外来医療費 全体額	1ヶ月の外来の 診療報酬点数 (合計)	窓口負担額 (合計)
～3万円	～3,000点	2割負担
3万円 ～15万円	3,000 ～15,000点	1割負担 +3,000円
15万円～	15,000点～	18,000円



例：1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②－①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③－④)	2,000円

Ⅱ．窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

計算方法（その①）

- 配慮措置は、高額療養費の仕組みで行われます。
- 従って、同一の医療機関での受診※¹で、配慮措置による窓口負担の上限額に達した場合には、**上限額以上、患者の方から窓口負担をお支払いいただくことはできません※²**。
- 後期高齢者医療においては、窓口負担割合が2割の方で、1か月の外来の診療報酬点数が3,000点～15,000点の方は、配慮措置の対象になりますので、窓口負担額をお間違えにならないよう、注意してください。

外来医療費 全体額	1ヶ月の外来の 診療報酬点数 (合計)	窓口負担額 (合計)
～3万円	～3,000点	2割負担
3万円 ～15万円	3,000 ～15,000点	1割負担 + 3,000円
15万円～	15,000点～	18,000円

※1 同一の医療機関の受診について（p 9 参照）

- 通常の高額療養費同様、同一の医療機関でも、医科と歯科は別の算定。薬局の場合、同一の医療機関から発行された処方箋で調剤された費用についてのみ合算。
- 別の医療機関や薬局、同一の医療機関であっても医科・歯科別の場合等は、通常の高額療養費同様、窓口での配慮措置（上限額以上支払わなくてよい取扱い）の対象となりませんが、保険者において一か月の外来での自己負担額を合算し、後日、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します。

※2 公費負担医療等を受けた場合の取扱いについて

- 公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）については、既に制度毎に別の上限等が設けられていることから、同一の医療機関の受診であっても、窓口での配慮措置の対象とはなりません。同じ月に公費負担医療等と保険単独医療の両方を受けた場合、保険単独医療について、窓口での配慮措置の対象となります。
- 公費負担医療等については、窓口での配慮措置の対象にはなりませんが、この場合も、保険者において一か月の外来での自己負担額を合算し、後日、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します（ただし、通常の外来上限（18,000円）に係る計算においては、通常通り公費負担医療等の自己負担額も計算に含めてください）。
- なお、公費負担医療等と保険単独医療の両方を受けた場合や、75歳到達月における取扱いを含め、厚生労働省HPに計算事例集を掲載していますので、ご確認ください（地方単独事業として行われる公費負担医療を受けた場合の計算の詳細については、実施主体の地方自治体にご確認ください）。

Ⅱ．窓口負担割合が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります

計算方法（その②）

- 配慮措置の適用については、診療日ごとに計算をお願いします。
- 具体的には、2割負担の方については、診療日ごとに
 - ① その月の外来の診療報酬点数の合計を計算し
 - ② 配慮措置の対象になる場合（1か月の外来の診療報酬点数の合計が3,000点～15,000点）、配慮措置によるその月の窓口負担上限額（1割負担+3,000円）を計算した上で
 - ③ 前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額になります。

レセコンを導入している医療機関・薬局等では、レセコンで対応されるので、改修については、ベンダ（業者）に確認してください。

具体的な計算イメージは次ページを参照

医療機関・薬局等での計算イメージ

計算方法（再掲）

2割負担の方については、診療日ごとに

- ① その月の外来の診療報酬点数の合計を計算し
- ② 配慮措置の対象になる場合（1か月の外来の診療報酬点数の合計が3,000点～15,000点）、配慮措置によるその月の窓口負担上限額（1割負担+3,000円）を計算した上で
- ③ 前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額になります

外来医療費 全体額	1ヶ月の外来の 診療報酬点数 (合計)	窓口負担額 (合計)
～3万円	～3,000点	2割負担
3万円 ～15万円	3,000 ～15,000点	1割負担 + 3,000円
15万円～	15,000点～	18,000円

《診療日ごとに必ず計算してください》

○月	その日の診療	①○月の外来の診療 報酬点数（合計）	②○月の窓口 負担の上限額	③その日に徴収す る窓口負担額
A日	2,500点 (25,000円)	2,500点 (25,000円)	—	5,000円
B日	1,000点 (10,000円)	3,500点 (35,000円)	6,500円 ※配慮措置 1割負担+3,000円	1,500円
C日	1,000点 (10,000円)	4,500点 (45,000円)	7,500円 ※配慮措置 1割負担+3,000円	1,000円
D日	11,000点 (110,000円)	15,500点 (155,000円)	18,000円 ※外来上限額	10,500円

B日の計算方法

- ①同日時点のその月の外来の診療報酬点数は、2,500点+1,000点= **3,500点**
- ②配慮措置対象なので、配慮措置による上限額は、1割負担（3,500円）+3,000円= **6,500円**
- ③その日に徴収する窓口負担額は、6,500円-5,000円= **1,500円**

C日の計算方法

- ①同日時点のその月の外来の診療報酬点数は、3,500点+1,000点= **4,500点**
- ②配慮措置対象なので、配慮措置による上限額は、1割負担（4,500円）+3,000円= **7,500円**
- ③その日に徴収する窓口負担額は、7,500円-6,500円= **1,000円**

※配慮措置は高額療養費として支給されるため、配慮措置が適用される場合の窓口負担額は1円単位での計算となります（p 8 参照）。

医療機関・薬局等での計算イメージ（1円単位となる場合）

- 配慮措置の適用がある場合、**窓口負担額の計算は1円単位で行い、患者から徴収することとなります。**

（※） 配慮措置は高額療養費の仕組みで行われます。

（参考）現役並み I の高額療養費上限額 $80,100円 + (医療費 - 267,000円) \times 1\%$

- そのため、計算方法②について、「**1割負担**」の部分を**1円単位で計算**する必要があります。

計算方法（再掲）

2割負担の方については、診療日ごとに

- ① その月の外来の診療報酬点数の合計を計算し
- ② 配慮措置の対象になる場合（1か月の外来の診療報酬点数の合計が3,000点～15,000点）、配慮措置によるその月の窓口負担上限額（1割負担+3,000円）を計算した上で
- ③ 前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額になります

《診療日ごとに必ず計算してください》

○月	その日の診療	①○月の外来の診療報酬点数（合計）	②○月の窓口負担の上限額	③その日に徴収する窓口負担額
A日	2,500点 (25,000円)	2,500点 (25,000円)	—	5,000円
B日	1,003点 (10,030円)	3,503点 (35,030円)	6,503円 ※配慮措置 1割負担+3,000円	1,503円
C日	1,014点 (10,140円)	4,517点 (45,170円)	7,517円 ※配慮措置 1割負担+3,000円	1,014円
D日	11,000点 (110,000円)	15,517点 (155,170円)	18,000円 ※外来上限額	10,483円

B日の計算方法

- ①同日時点のその月の外来の診療報酬点数は、 $2,500点 + 1,003点 = 3,503点$
- ②配慮措置対象なので、配慮措置による上限額は、1割負担（3,503円）+ 3,000円 = **6,503円**
- ③その日に徴収する窓口負担額は、 $6,503円 - 5,000円 = 1,503円$

C日の計算方法

- ①同日時点のその月の外来の診療報酬点数は、 $3,503点 + 1,014点 = 4,517点$
- ②配慮措置対象なので、配慮措置による上限額は、1割負担（4,517円）+ 3,000円 = **7,517円**
- ③その日に徴収する窓口負担額は、 $7,517円 - 6,503円 = 1,014円$

窓口負担額の計算イメージ（外来の診療報酬点数（合計）ごとの早見表）

計算方法

2割負担の方については、診療日ごとに

- ① その月の外来の診療報酬点数の合計を計算し
- ② 配慮措置の対象になる場合、配慮措置によるその月の窓口負担上限額（1割負担+3,000円）を計算した上で
- ③ 前回の診療までの窓口負担額の合計と②の差額が、その日に徴収する窓口負担額になります。

【計算例】

- ① 今日までの今月の外来の診療報酬点数合計=6,000点
- ② 配慮措置の窓口上限額=60,000×0.1+3,000=9,000円
- ③ 前回診療までの窓口負担額合計=4,000円、であれば、今日の窓口負担額は9,000円-4,000円=5,000円

※配慮措置は高額療養費として支給されるため、配慮措置が適用される場合の窓口負担額は1円単位での計算となります（p 8 参照）。

※ 公費負担医療等について

- ・ 窓口において配慮措置の対象となるのは、保険単独医療のみ。公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）については、窓口における配慮措置の対象外となります。
- ・ そのため、上記の公費負担医療等については、各制度の窓口負担上限額の範囲内で支払を受けてください。
- ・ ただし、通常の外来上限（18,000円）に係る計算においては、通常通り公費負担医療等の自己負担額も計算に含めてください。
- ・ なお、公費負担医療等についても、後日、保険者において一か月の外来での自己負担額を合算し、配慮措置の対象となる場合は差額を払い戻します。

（注）公費負担医療等と保険単独医療の両方を受けた場合や、75歳到達月における取扱いを含め、厚生労働省HPに計算事例集を掲載しています。また、地方単独事業として行われる公費負担医療を受けた場合の計算の詳細については、実施主体の地方自治体にご確認ください。

①月の外来の診療報酬 点数（合計）	②窓口負担上限額
2,000点（20,000円）	4,000円
3,000点（30,000円）	6,000円
4,000点（40,000円）	7,000円
5,000点（50,000円）	8,000円
6,000点（60,000円）	9,000円
7,000点（70,000円）	10,000円
8,000点（80,000円）	11,000円
9,000点（90,000円）	12,000円
10,000点（100,000円）	13,000円
11,000点（110,000円）	14,000円
12,000点（120,000円）	15,000円
13,000点（130,000円）	16,000円
14,000点（140,000円）	17,000円
15,000点（150,000円）	18,000円
16,000点（160,000円）	18,000円
17,000点（170,000円）	18,000円

2割負担

配慮措置対象
1割+3,000円

（令和4年10月1日から
令和7年9月30日までの
経過措置）

通常の
外来上限額

- 配慮措置は高額療養費の仕組みで行われます。配慮措置の適用で「払い戻し」となる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻します。
- 2割負担となる方で、高額療養費の口座が登録されていない方には、各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送します。

通常の高額療養費の仕組み

①同一の医療機関での受診

同一の医療機関での受診※¹について、窓口負担が一定の限度額に達した場合、窓口負担がその限度額に収まるよう、それ以上窓口で払わなくてよい取り扱いとする。(いわゆる「現物給付」)

②別の医療機関での受診

別の医療機関や薬局、同一の医療機関であっても医科・歯科別の場合は現物給付の対象とならないが、申請※²によりこれらを合算した窓口負担が一定の限度額を超えた場合、超える分は4ヶ月後※⁴を目処に後日払い戻される。(いわゆる「償還払い」)

今回の配慮措置の仕組み

①同一の医療機関での受診

同一の医療機関での受診※¹について、外来受診での窓口負担の増加が3,000円に達した場合は、**窓口負担の増加が3,000円に収まるよう、それ以上窓口で払わなくてよい取り扱いとする。**

②別の医療機関での受診

別の医療機関や薬局、同一の医療機関であっても医科・歯科別の場合は現物給付の対象とならないが、申請※³により**これらを合算した1か月当たりの負担増加額は最大でも3,000円となり、超える分は4ヶ月後※⁴を目処に、高額療養費として、事前に登録されている口座へ後日払い戻される。**

窓口での事務に混乱が生じないよう、厚生労働省において、レセコンベンダ等とも調整を進めています。
各医療機関において、レセコンベンダと連携し、施行に向けて適切に改修を進めるよう取り組みをお願いします。

※1 同一の医療機関でも、医科と歯科は別の算定となる。また、薬局の場合、同一の医療機関から発行された処方箋で調剤された費用についてのみ合算。

※2 初回は申請が必要。2回目以降は自動的に償還される。

※3 高額療養費の口座が登録されていない方には、施行に際して各都道府県の広域連合や市区町村から申請書を郵送。

※4 地域や個別の事例によって異なる場合がある。

(参考) 今回の配慮措置の仕組み



診療所（医科）



病院



薬局



診療所（歯科）



訪問看護

合計（月額）

償還払い

医療費

10,000円

40,000円

5,000円

5,000円

20,000円

80,000円

1割負担

1,000円

4,000円

500円

500円

2,000円

8,000円

+1,000円

+4,000円

+500円

+500円

+2,000円

+8,000円

2割負担

2,000円

8,000円

1,000円

1,000円

4,000円

16,000円

変化なし

▲1,000円

変化なし

変化なし

変化なし

▲1,000円

2割負担

（各窓口において配慮措置を適用後）

2,000円

7,000円

1,000円

1,000円

4,000円

15,000円

現物給付
（同一医療機関）

①窓口負担上限額
（1割+3,000円）

11,000円

②差額
（窓口負担－負担上限）

4,000円



後期高齢者医療広域連合

申請（事前登録）
（2回目以降は自動的に償還）

4,000円を償還



被保険者（患者）

償還払い
（複数医療機関）

窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。

- ◆ 令和4年（2022年）10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。
窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。
- ◆ 令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う**負担増加額が3,000円までに抑えられます**（入院の医療費は対象外です）。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】

例：1か月の外来医療費全体額が**50,000円**の場合

窓口負担割合1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合2割のとき ②	10,000円
負担増 ③（②－①）	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等（③－④）	2,000円

配慮措置

1か月 5,000円の負担増が
3,000円までに抑えられます。

Q どのように負担増加額を3,000円までに抑えるのですか？一旦負担増加額が3,000円となったら、次回以降、同じ月の診療ではそれ以上は請求されないのですか？

- ・ 同一の医療機関等での受診については、上限を超えた額を窓口で支払う必要はありません。
- ・ このため、**1割負担と比べた場合の1か月の負担増加額が3,000円となったら、同月中のそれ以降の診療においては、1割負担分のみお支払いいただくことになります**※1・2。
- ・ これにより、1割負担の場合と比べた負担増加額を3,000円までに抑えます。**このため、同じ診療内容であっても、窓口でお支払いいただく金額が異なる場合があります。**

※1 配慮措置は高額療養費として支給されるため、1円単位での計算となります。また、通常の外来医療の窓口負担の上限額（月18,000円）に達した場合には、それ以上窓口でお支払いいただく必要はありません。

※2 公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）を受けられた場合、これらにかかる自己負担には、既に制度毎に別の上限が設けられていることから、同一の医療機関等の受診であっても窓口での配慮措置の対象とはなりません。1か月の自己負担増が3,000円までになるよう、後日、差額を払い戻します。

Q 複数の医療機関等を受診した場合や、公費負担医療等を受けた場合には、どうなりますか？

- ・ 複数の医療機関等にまたがって受診された場合や公費負担医療等を受けられた場合などで、1ヶ月の負担増加額が3,000円を超えたときは、負担増が3,000円までになるよう、**後日、差額が後期高齢者医療広域連合から高額療養費の登録口座に払い戻されます。**

Q 払い戻しに当たって、事前の準備は必要ですか？

- ・ 払い戻し先となる高額療養費の口座はご自身で登録していただく必要があります。今回2割負担となる方で払い戻し先の高額療養費の口座が登録されていない方には、**各都道府県の後期高齢者医療広域連合や市区町村から申請書が郵送されますので、お手続きをお願いします。**
- ・ 電話や職員訪問による口座情報登録をお願いすることは絶対にありません。同じく、キャッシュカードや口座通帳を預かったり、ATMの操作をお願いしたりすることも絶対にありません。**医療費の還付を装った詐欺などには十分注意してください。**